

奈良市公報

号外第6号

令和元年6月条例等

令和2年3月4日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務カシンス課長
制作 株式会社 明新社

目次

条 例

月 日	番号	件 名	主 管
6 24	1	奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	企業局経営企画課

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
6 25	2	奈良市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則	福祉医療課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
6 6	60	奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱等を廃止する告示	環境政策課
6 19	86	奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱の一部を改正する告示	子ども育成課
6 27	106	奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正する告示	廃棄物対策課
6 28	109	奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する告示	保健給食課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
6 24	6	奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示	経営企画課
6 24	7	配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の一部を改正する告示	水道計画課

正 誤

正誤表

条 例

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月24日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第1号

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設

排水区分 使用料区分	一般排水		中間排水	特定排水	一時排水
	共同浴場及び 公衆浴場	その他			
水量使用料（污水排出量 1立方メートルにつき）	69円	124円	179円	227円	130円

第18条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前条の規定により管理者の許可を受けて一時的に公共下水道を使用して汚水を排除する場合の使用料の額は、当該排除された汚水（以下「一時排水」という。）の水量使用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第18条の次に次の1条を加える。

（基本使用料の額の特例）

第18条の2 月の15日までに公共下水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は月の16日以降において使用を開始し、若しくは再開したときの基本使用料の額は、前条第2項の基本使用料の額の2分の1の額とする。

2 次条第1項第1号に該当する場合において、奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号。以下「給水条例」という。）第26条第3項の規定が適用されるとき基本使用料の額は、前条第2項の基本使用料の額に水道水（給水条例に基づき給水される水をいう。以下同じ。）を使用する戸数を乗じて得た額とする。

第19条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「（奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）に基づき給水される水をいう。以下同じ。）」を削り、同項第3号中「第17条の規定により許可を受けて一時的に公共下水道を使用した」を「一時排水を排除した」に改める。

第21条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「奈良市水道事業給水条例」を「給水条例」に改め、同条第2項中「第17条の規定により許可を受けて下水を排除して、一時的に公共下水道を使用する」を「一時排水を排除する」に、「水量使用料」を「使用料」に改め、同条第3項中「一時的に公共下水道を使用する」を「一時排水を排除する」に改める。

（奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第2条 奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良

条例の一部を改正する条例

（奈良市下水道条例の一部改正）

第1条 奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「額は」の次に「、1月につき150円の基本使用料に」を、「定める額」の次に「を加えて得た額」を加え、同項各号中「よつて定める」を「応じて算定する」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の表を次のように改める。

市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（排水処理施設の一時的に使用）

第12条の2 土木又は建築に関する工事の施行に伴う汚水を排除するため一時的に排水処理施設を使用しようとする者その他汚水を排除して一時的に排水処理施設を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

第16条第2項中「額は」の次に「、1月につき150円の基本使用料に」を加え、「金額に」を「金額を加えて得た額に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第12条の2の規定により管理者の許可を受けて一時的に排水処理施設を使用する場合の使用料の額については、奈良市下水道条例第18条第3項の規定の例による。

第16条の次に次の1条を加える。

（基本使用料の額の特例）

第16条の2 月の15日までに排水処理施設の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は月の16日以降において使用を開始し、若しくは再開したときの基本使用料の額は、前条第2項の基本使用料の額の2分の1の額とする。

2 第18条第1項第1号に該当する場合において、奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号。以下「給水条例」という。）第26条第3項の規定が適用されるとき基本使用料の額は、前条第2項の基本使用料の額に水道水（給水条例に基づき給水される水をいう。以下同じ。）を使用する戸数を乗じて得た額とする。

第18条第1項第1号中「（奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）に基づき給水される水をいう。以下同じ。）」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第12条の2の規定により許可を受けて一時的に排水処理施設を使用した場合の污水排出量は、当該工

事の内容、汚水の排除の方法その他の態様を勘案して、管理者が認定する。

第19条第1号中「奈良市水道事業給水条例」を「給水条例」に改め、同条第2号中「前条第1項第2号又は第3号」を「前条第1項第2号、第3号又は第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、第12条の2の規定により管理者の許可を受けて一時的に排水処理施設を使用する場合の使用料の徴収方法等については、奈良市下水道条例第21条第2項及び第3項の規定の例による。

第25条中「次の」次に「各号の」を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第12条の2の規定による許可を受けないで一時的に排水処理施設を使用した者

別表中「108円」を「124円」に、「156円」を「179円」に、「198円」を「227円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。
(経過措置)

別記第1号様式(5枚目)中

記号		調定	
番号		コード	

被保険者番号		調定コード		に、	年 度		を
					記号番号		

年 度		に、	記号		期		を
被保険者番号			番号		別		

被保険者番号		期		に改める。
		別		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市後期高齢者医療に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和元年6月25日掲示済)

告 示

奈良市告示第60号

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱等を廃止する告示を次のように定める。

令和元年6月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱等を廃止する告示

2 第1条の規定による改正後の奈良市下水道条例第18条第2項から第4項まで及び第18条の2の規定並びに第2条の規定による改正後の奈良市農業集落排水処理施設条例第16条第2項及び第3項、第16条の2並びに別表の規定は、平成32年5月分以後の分として徴収する使用料について適用し、同年4月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

(令和元年6月24日掲示済)

規 則

奈良市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第2号

奈良市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

奈良市後期高齢者医療に関する規則(平成20年奈良市規則第16号)の一部を次のように改正する。

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱(平成22年奈良市告示第285号)
- (2) 奈良市健康エコハウス(雨水タンク)補助金交付要綱(平成24年奈良市告示第292号)
- (3) 奈良市電気自動車用充電設備設置補助金交付要綱(平成24年奈良市告示第562号)

附 則

この告示は、令和元年6月6日から施行する。

(令和元年6月6日掲示済)

奈良市告示第86号

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年6月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業

実施要綱（平成30年奈良市告示第487号）の一部を次のように改正する。

第7条中「助成事業の実施期間」を「第5条の規定により助成決定を受けた助成事業の実施期間（以下「助成期間」という。）」に、「第5条」を「同条」に、「から」を「（以下「助成決定日」という。）以後で市長が定める日から」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、申請日が4月から6月までの場合における市民税非課税世帯に属する申請者に係る助成期間は、助成決定日以後の市長が定める日からその日の属する年度の7月末日までとする。この場合において、当該申請者が当該年度分の市民税非課税世帯に属することが明らかになり、かつ、当該申請者から前条の規定による届出がないときは、当該助成期間は、当該申請

年度の末日まで延長されるものとする。

第14条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定により助成決定を取り消した場合は、奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成決定取消通知書（別記第6号様式）により助成会員に通知するものとする。

第14条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定により取消しをされた助成会員は、既に取り消された期間において助成事業による助成を受けているときは、速やかに当該助成に係る助成利用料に相当する額を援助会員に支払わなければならない。

別記第1号様式を次のように改める。

別記
第1号様式（第4条関係）

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成申請書
年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 氏 名 所 奈良市 ※
住 所 奈良市
電話番号

次のとおり奈良市ファミリー・サポート・センター利用料の助成を申請します。

区分	氏名	世帯主との続柄	生年月日
世帯構成員		世帯主	年 月 日

事由 該当するものを選択
市民税非課税世帯 生活保護世帯 ひとり親世帯 多子世帯

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱第3条の規定による対象世帯であることについて、奈良市において世帯の住民情報、世帯の市民税課税状況（所得の状況）、生活保護、児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費の助成の有無を公簿等により確認することに同意します。

申請時の應取りによって、市が申請内容の審査のため必要と判断した方については、上記同意事項を確認の上、それぞれ記名押印してください。 ※

氏名 氏名 氏名

氏名 氏名 氏名

氏名 (申請者) ※

公簿等により確認できないときは、必要な書類の提出をお願いすることがあります。
※ 本人による署名の場合は、押印を省略することができます。
事務処理欄

事務処理欄

第3号様式（第6条関係）

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事由消滅届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 氏 名 ⑤ ※

住 所 奈良市
電話番号

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料の助成について、次のとおり助成事由がなくなりましたので届け出ます。

助成決定番号	第 号
消滅年月日	年 月 日
消滅理由	<input type="checkbox"/> 要件に該当しなくなったため。 (市民税非課税世帯・生活保護世帯・多子世帯・ひとり親世帯) <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 本人による署名の場合は、押印を省略することができます。
事務処理欄

別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式（第14条関係）

年 月 日

様

奈良市長

印

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成決定取消通知書

年 月 日付で申請がありました奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成について、次のとおり助成決定を取り消します。

助成決定番号	第 号
取消期間	年 月 日から 年 月 日まで
取消理由	

附 則
(施行期日)

- この告示は、令和元年6月19日から施行する。
(経過措置)
- この告示による改正後の奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱(第7条第1項を除く。)の規定は、令和元年度予算に係る助成事業から適用する。
(令和元年6月19日揭示済)

奈良市告示第106号

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年6月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱(平成3年奈良市告示第85号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2分の1」の次に「(生ごみ堆肥化容器にあっては、3分の2)」を加え、同項第2号中「5,000円」を「7,000円」に改める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行し、同年4月1

日以後に購入された生ごみ堆肥化容器に係る助成金から適用する。

(令和元年6月27日揭示済)

奈良市告示第109号

奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年6月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市学校給食費の管理に関する要綱(平成26年奈良市告示第200号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「別記第5号様式」の次に「及び奈良市学校給食費過年度債権内訳(第5号様式の2)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の催告を行った場合において、徴収対象者からの申出、債務の承認及び納付の誓約があったときは、市長は、当該学校給食費について、奈良市学校給食費分納計画書兼納付書(別記第5号様式の3)により通知し、分割して納付させることができる。

別記第5号様式中「請求年月」を「請求年度」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第5号様式の2 (第8条関係)
別紙

様

奈良市学校給食費過年度債権内訳

学校給食費の未納について、内訳は以下のとおりです。

内訳	請求年月	請求金額	未納金額
内訳	請求年月	請求金額	未納金額

第5号様式の3 (第8条関係)

年 月 日
納付書
奈良市長

奈良市学校給食費分納計画兼納付書

学校給食費の未納金について、下部の納付書にて納付してください。

- 1 対象児童生徒氏名
2 学校給食費等負担者氏名
3 納付計画

支払回数全回
Table with columns: 回数, 支払予定日, 金額, 回数, 支払予定日, 金額

4 対象期別 年度(回分)

5 納付額

6 納付場所

裏面の納付場所一覧をご覧ください。(担当課) (連絡先)

附則

この告示は、令和元年6月28日から施行する。(令和元年6月28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第6号

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示を次のように定める。
令和元年6月24日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書(昭和55年奈良市水道局告示第9号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年6月24日から施行する。(経過措置)
2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書別記第4号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。(令和元年6月24日揭示済)

奈良市企業局告示第7号

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和元年6月24日

奈良市公営企業管理者
池田 修

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の一部を改正する告示

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱(平成27年奈良市企業局告示第82号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

附則

この告示は、令和元年6月24日から施行する。(令和元年6月24日揭示済)

正 誤

平成28年7月8日付け奈良市公報号外第6号

Table with columns: ページ, 段, 行, 誤, 正

奈良市 学校給食費 領収証管理書
奈良市 学校給食費 納付書
奈良市 学校給食費 領収済通知書

この領収書は、大切に保存してください。(帳簿保管)

奈良市(金融機関等保管)

奈良市(市保管)
ATMではお取扱いできません。